## 第3回第4小委員会会議録

日 時 平成17年6月29日(水) 午後1時40分~午後2時35分

会 場 八幡町中央公民館 第4研修室

#### 出席者

・委員長

佐藤 弘

・委員

伊藤 一哉 齊藤 康広 小松原 俊 伊藤 善市

・説明員

 農林水産部会長
 前田
 茂実
 農林水産部会
 和田
 邦雄

 農業分科会長
 海藤
 成雄
 農業分科会
 川田
 進

 林業水産分科会長
 畠山
 修
 農業委員会分科会長
 小倉
 税

 農業委員会分科会
 土井
 一郎
 建設部会長
 阿蘇
 弘夫

 土木分科会長
 後藤
 修
 都市整備分科会長
 小野
 直樹

 上水道分科会長
 原田
 昌之
 生活排水分科会長
 小林
 英夫

・事務局職員

後藤 重明 斎藤 徹 鈴木 啓介

#### 議事日程

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
- (1)報告

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

- ・協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(14) 生活排水関係事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(15) 建設関係事業の取扱いについて

## (2) その他

4 閉会

事務局(後藤重明) 本日は、委員の皆様大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、合併協定書に記載されております調整方針の中で、合併までに調整するとした事項について、その調整結果をご報告させていただくことになっておりますので、よろしくご協議お願いいたします。

本日は、委員の皆様全員出席でございます。小委員会設置規程第5条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまより北庄内合併協議会の第3回第4小委員会を開会いたします。 なお、この後3時から合併協議会の全体会議が設定されておりますので、小委員会の会議時間はおよそ1時間程度と考えておりますので、あらかじめご了解をお願いしたいと思います。

# 委員長あいさつ

事務局(後藤重明) それでは、委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長(佐藤 弘) 皆さん、しばらくぶりでございました。第2回の委員会を開催して一定の調整方針は確認済みだというように私は認識しておりますが、きょうは第3回の小委員会で、それらの調整項目について、なお詳細にご説明をいただきながら皆さんから意見をいただくという会議になります。それでも調整という段階で一定の説明がなされていますし、各市町とも一定の理解をなされているということでありますから、余り質問だとか、あるいは貴重な意見はいただきますけれども、修正とかそういうことまではなかなか入っていきますと、これからの日程に対して大変厳しい面があるというふうな思いをいたしますけれども、意見としてはぜひ皆さんから賜りたいと思っています。3時から協議会が開始されると、それまで、今まで若干報告が足りなかった部分について今回調整の方針について説明をいただくということに相なりますので、委員の皆さんからは余り意見を出さないでくださいとは言えないんですけれども、合併が変な方向に行くような意見だと大変だと思いながら、実際は小委員会の開催は余りしなくてもいいのかなという、第4小委員会ですけれども、そのように思っています。そんなことで、今までの各部会あるいはいろいろな流れの中で、これは説明しておいた方がいいということがあれば、部会長以外に発言をしていただきながら、私ど

もも理解をしていくということがきょうの会議の内容かと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

事務局(後藤重明) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の差しかえのお願いをしたいと思います。

机の方に差しかえの資料をお配りしておりました。事前にお配りしておりました資料の別添1の合併までに調整するとした事項の調整結果についてというものの10ページの部分になりますけれども、内容に訂正がありましたので、資料の差しかえをお願いしたいと思います。

10ページにつきましては、商工関係事業の取扱いと農林水産関係事業の取扱いですが、農林水産関係事業の取扱いについては内容的には全く変わっておりませんので、小委員会の方の協議の間は、最初にお配りしている資料をごらんいただいていても何ら差し支えはありません。後ほど、協議会本体の説明の際は、差しかえ資料の方をごらんいただきますようお願いいたします。

それでは、次に議事に進みたいと思います。

小委員会設置規程第4条第3項によりまして、議長は委員長が務めることになっておりま すので、ここからは委員長にお願いいたします。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

委員長(佐藤 弘) それでは、規定により議長という立場で議事を進めさせていただきた いと思います。

皆さんに第4小委員会のレジュメがいっておりますように報告ということで、協議でなく て報告というものでのレジュメがなっています。そんなことでご了解をお願いしたいと思い ます。

それでは、報告、合併までに調整するとした事項の調整結果について、協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてと協定項目24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いについてを一括で協議をしたいと思います。

それでは、ご報告をお願い申し上げます。

農林水産部会長。

農林水産部会長(前田茂実) 農林水産部会長の平田町農林課長の前田でございます。

それでは説明させてもらいますが、まずもって第4小委員会の委員の皆様から、これまで 格別のご指導を賜ってまいりました。最終の段階を迎えましたので、各部会、分科会を代表 しまして心から厚く御礼申し上げます。

それでは、座って説明させてもらいます。

委員長(佐藤 弘) 資料が少しありますので、どの資料を見ればいいのか、その辺も含めて報告をお願いしたいと思います。

農林水産部会長(前田茂実) それでは、最初に別添1、北庄内合併協議会資料、合併までに調整するとした事項の調整結果という少し厚いものをごらんください。その表紙を開いていただきますと表が出てまいります。一番上の段にナンバー7というところがございます。ここに農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いが出てまいります。このことにつきましては、一番右の方にありますとおり、在任特例期間は平成17年11月30日とするということで、2カ月以内という部分について11月30日ということで前の協議会に報告を行って確認を得ておりまして、各市町の3月定例議会で議決をいただいておるところでございます。

飛びまして10ページをお開きください。

表の下半分になりますが、ナンバーで24 - (12)、農林水産関係事業の取扱いでございます。その1点目の農業振興地域整備計画についてでございます。一番右の方に太く載っていますが、これは農業分科会において検討してまいりました。計画の骨子を統一し、各市町ごとに見直しを進めて、合併までに一本の農業振興地域整備計画の原案を作成するということでございます。タイムスケジュールに従いまして、これまで作業を進めております。その要旨としましては、9月の下旬までに1市3町の計画を1つにします。10月上旬に県と事前協議をさせてもらいたいと思っております。11月1日に合併でございますので、その後、速やかに酒田農業振興協議会を立ち上げます。この中で協議を行いまして、2月上旬に県と本協議をし、来年の3月下旬に計画を決定したいということでございます。このことにつきましては、さきの協議会で確認されている事項でございます。

次に、10ページの一番下、認定農業者制度の関係でございます。これも農業分科会で検討を進めてまいりました。平成17年度に県の基準が見直しされるため、これは全国的な規模での見直しになります。その県の基準を踏まえた内容で統一しましょうということでございます。

なお、現在の基準で認定された農業者については経過措置を設けるということで、期限内は、これまで各市町の基準で認定されたものをそのまま期間内は認めるということでござい

ます。参考までに、違いますのは目標とする年間所得でございまして、酒田市が500万円程度、各町が400万円程度ということになっておりまして、最長で5年間は現在のままで認定していくということになります。

次のページに移らせてもらいまして、11ページになります。

各市町単独の補助金については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については当面現行のとおりとし、合併後に調整するということで、大方の補助金については調整を終えて、既に協議会に報告済みなわけですが、若干残った事業がございました。そのことについての調整でございます。この部分につきましては、別添2という別紙資料集というものがございますので、そちらの方で説明させていただきます。委員の皆さんにはA3判の大きなものがいっているかと思います。

この表にはすべてのものが載っておりますので、ページで言いますと資料8の11ページになります。右上の方に資料8と書いてございまして、右下の方に11ページとなっております。この表にあります事業が合併までに調整するということでございました。調整の結果、統一するもの、合併時に統一するもの、平成18年度に統一するもの、廃止するもの、それから合併後にまた統一しましょうというものとそれぞれ区分けをしまして整理をしております。

一番上の農業女性グループの支援については、当面現行のとおりとし、合併後に統一しま しょうということにしております。

農業生産組合の関係につきましては、これまで組織への補助金としているところ、あるいは報酬で支払っているところといろいろございましたが、組織への補助金として統一する。なお、補助基準については当面現行のとおりとし、合併後に統一するということで、すべて補助金扱いにするということで、11月1日からスタートすることといたしております。

それから、水田農業関係の事業につきましては、ご承知のとおり平成16年度から平成18年度までの1つの区切りで今、事業展開をしておりますので、当面現行のとおりとし、新市の 状況を踏まえ合併後に調整するという形で調整をしたいと考えております。

それから、その下の使用済プラスチックの関係ですが、平成18年度から新市で統一して実施するということで、平成18年度予算から新たな対応をしていくということにしたいと考えております。

その下の園芸拡大事業につきましては、平成17年度から統一済みでございます。3分の1 事業について10%のかさ上げをするということで、今年度から実施済みでございます。

林業関係の2つの補助金については、平成18年度あるいは平成19年度から廃止をするとい

うことでございます。

内水面の助成につきましては、平成18年度から統一して実施をしましょうということでございまして、内容としましては、現物支給の方向で調整していくと、これまでお金であげておったところもあるんですが、現物支給にしましょうという内容でございます。

農林水産関係の補助金については以上でございます。

前の資料に戻っていただきまして、最後でございます。11ページの一番下、農林水産施設の使用料につきましては、農村公園と市民農園の使用料についてでございます。これは他の分科会との調整を必要としたため時間を要したわけでございますが、結果としてこの表のとおりに調整を終えたということでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長(佐藤 弘) 今、部会長から農業関係のことについてご説明がありました。なかな か資料をあちこち見ながらですから、皆さんも大変だと思いますけれども、ご意見等があれ ばお伺いしたいと思います。

小松原委員。

委員(小松原 俊) この調整方針は我々も前に聞いてきたことですので異論はありませんけれども、たった一つ異論があるとするところは、当面現行のとおりとし、合併後に統一するという当面というのは、どのぐらいの時間を大体皆さんは想定しているのか。現行でいるというのは合併後どれぐらいを想定して文面に載せているのか。

委員長(佐藤 弘) 農林水産部会長。

農林水産部会長(前田茂実) 例えば、別添2の11ページにありますとおり、この中で当面現行のとおりとなっていますのは、水田農業の構造改革の期間を平成16年度から平成18年度を1期としておりますので、その期間については現行のとおりという解釈で、平成19年度の新たな施策等がまだ見えない段階ではございますが、新たな施策が見えた段階では新たな事業展開をしていきましょうという考え方でございます。

委員長(佐藤 弘) 小松原委員。

委員(小松原 俊) それはさっきの説明でわかるんですけれども、それくらい大体わかっているのであれば、年度をいれてもいいように思える。逆に、平成19年度以降に当面ということが考えられないとすれば、平成18年度中の調整といれた方が、今の時代にマッチするのではないかと。

委員長(佐藤 弘) 合併後に調整するという項目が第4小委員会以外にもいっぱいあると

思うんですね。要するに町と市の報酬の差だとか、自治会連合会の手当だとか、全体を見るとかなりあるんですよ。今調整できないわけですよ。だから合併後調整するというけれども、本当に合併後できるのかと言われると、なかなか答弁が、平成18年度にやるとか、平成19年度中に調整するとか、そういう答えは今のところ出せない状況だと思う。

委員(小松原 俊) ほかのものはそうだと思う。ただ、これに関しては国の施策によるもので、自分の方の農業の施策があるからやっているだけの話であって、平成19年度以降になれば、これは自分のところということではないわけで、新市の中で全部受けなければならない。そういうことを考えた場合、これは入れられるものは入れていくというのが、今のマニフェストの考えのような感じが私はします。入れられないとすれば、そのくらいになるであるうと想定しますけれども。

委員長(佐藤 弘) 部会長。

農林水産部会長(前田茂実) これは役所的な発想で大変申しわけありませんが、平成19年度以降の新たな施策が現在と同じだということもあり得るわけですので、念には念を入れた形でこういった表現になるわけですが、当然、小松原委員が言われるとおり変わるだろうということを想定しておれば、今言ったような年度でみんな考えておるという共通認識は持っているということですが、表現としてはこういうことでご理解願いたいと思います。

委員長(佐藤 弘) なお、調整の仕方は合併まで、合併後という一つの流れがあるわけで すから、その辺は市民から見れば何だという一定の調整方針なわけですけれども。

委員(小松原 俊) 結局市民、町民の不安というのはこれですよね。わかりました。

委員長(佐藤 弘) そういう言葉しかないということでご理解をしていただければと思います。

ほかにありますか。農業関係です。

齊藤委員。

委員(齊藤康広) ありません。

委員長(佐藤 弘) 伊藤委員。

委員(伊藤一哉) ありません。

委員長(佐藤 弘) 伊藤委員。

委員(伊藤善市) ありません。

委員長(佐藤 弘) それでは、農業関係については調整方針、調整までの状況について小 委員会としては理解をいたしたということにさせていただきたいと思います。 次に、建設関係です。協定項目24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについて、それから 協定項目24 - (15) 建設関係事業の取扱いについての事務局の説明を求めます。

建設部会長。

建設部会長(阿蘇弘夫) 建設部会長の酒田市建設部長の阿蘇です。皆さん、しばらくでございました。またよろしくお願いいたします。

建設部会の関係で申しますと、生活排水で調整項目が合併までにとしてあったものが2件、 それから建設関係事業で3件でございます。順次説明させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いします。

まず、資料の別添 1 というものの12ページをお開きください。あわせて別添 2 の別紙資料集の12ページ、これも一緒にお話しさせていただきたいと思いますので、両方お開きをお願いしたいと思います。

最初に、生活排水関係の事業の取扱いの浄化槽補助金については合併までに調整するという中身で調整方針を出しておりましたけれども、具体的には個人の浄化槽設置に対する補助金の額を幾らにするかというものでございます。現在の具体的な調整方針、調整状況といたしましては、生活排水分科会で話をしてきましたけれども下水道受益者負担金、それから農業集落排水及び浄化槽設置事業、これは公の設置の部分ですけれども、それの分担金と同等の負担になるように調整するというふうにしてあります。

次の下の方ですけれども、もう一つの下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者負担金の合併までに事業認可または採択を受けている事業は現行どおりとし、合併後は新市の算定式により統一すると。これは市が行いますし尿処理の部分、これの分担金をどうしましょうかということを決めましょうということだったわけです。こちらを決めますと、上の方の個人設置の負担金はそれと同等にするということですので、こちらから説明させていただきたいと思います。

生活排水分科会でもこのことについて話してきましたけれども、 浄化槽設置事業(市設置)の分担金については、下水道受益者負担金、集落排水事業分担金及び浄化槽補助金と同等の負担となるように分担金を統一するというふうに書いてありますけれども、具体的にどういうことかと申しますと、下水道の受益者負担金、それから農業集落排水の分担金につきましては、上の方に書いてありますように末端管渠整備費の5分の1もしくは総事業費の5%を目途にその都度事業認可を受けた部分から決めてまいりました。それが個々の事業で実は違うわけです。違うんですけれども、合併処理浄化槽をそれと同等にするということで

すから、それの大体平均をとった形でやりましょうということで今まで詰めてきました。

近年の酒田市は合併処理は個人負担が30万円で、あとは補助金ですと。平田町は10万円で、あとは補助金ですと、八幡町は20万円で、あとは補助金ですと差があったんです。けれども、近年の下水道の受益者負担金もしくは農業集落排水の分担金を先ほどの5分の1もしくは5%で計算しますと、平均すると約20万円です。ということですから個人負担は20万円で統一いたしましょうということで、別添2の12ページの資料9ということで具体的には合併処理浄化槽設置補助金は、補助対象事業費から20万円を除いた部分で補助金を出しますということに決めたということでございます。そうすると3つの事業が大体同じような個人負担になると。あとは公でもってやりますよと、3つの事業がある程度統一された負担もしくは公の負担になるということでございますので、別添資料2の資料9の12ページにあるように個人は20万円で、あとは補助金として出しますよということの調整にさせていただいたということで流一させていただいたということになります。

次に、24 - (15)の建設関係事業の取扱いの関係で、最初に土木関係事業、除雪の関係ですけれども、除雪の公でやる部分については公でやるわけですから構わないわけですが、自主除雪、例えば酒田市で申しますと市道でないような部分もしくは市道であっても機械が入れないような場合、それから通学路になっているような歩道の部分等々で地域に補助金を出して除雪を行ってきました。そういう制度につきましては酒田市と、それから平田町の方で実は補助金を出しております。酒田市の場合は面積幾らで、例えば1平方メートル何円というふうに決めておりました。それから、平田町については1時間働いて1人何円ということで算定して決めておったのを制度に違いがあるということで統一しましょうということになっていました。具体的には酒田の出し方の方が実質的にはいっぱい補助金が出るという実績になっておったんですけれども、実はどちらも予算補助ですから、予算で枠を決めてあって、その範囲で出していると、でも上限は決めてあったということですので、制度としては酒田市の制度をとりましょうと。ただ、予算補助ですので上限までは多分上げられないですねということで調整させていただきました。

これについては、別添2の資料10、13ページになりますけれども、具体的な内容について書いてあります。調整結果というところで、自主除雪支援制度については、酒田市の制度に統一する。また、市道の雪囲い設置補助金は、吹きだまり等に対する雪囲いですけれども、これについても酒田市の例を基本として統一すると。雪囲いにつきましても、実は酒田と八

幡町があったんですけれども、出し方に、時間だとか延長だとか、いろいろと制度に違いがありましたので統一させていただきました。これについても酒田市の例が比較的出るんですけれども、制度はそれとしますけれども、先ほど申し上げましたように予算の範囲で調整させていただいて出るということになります。

次に、13ページをお開きください。道路、側溝、草刈りの補助ですけれども、これは当初の調整方針は地域の実情を踏まえ合併までに統一するということでございました。まず、地元管理道路側溝整備事業ということで、側溝だとか、それから舗装だとか、市町でいろいろ補助金を出して地元の管理している部分について整備をしておったんですけれども、それについては別添2の資料の10の13ページに書いてありますように調整結果としては、道路側溝補助制度については、酒田市の制度に統一して実施するということです。各町によっては、そのほかに舗装だとか排水路だとかいろいろあったんですが、それについても主に側溝と舗装だということが大部分の補助制度でしたので、これも酒田市の制度が厚いということで、これを採用しましょうと。ただ、これについても予算の範囲ですので、事業がおくれたり、もしくは3分の2以内となっているものが2分の1になったりという状況になると。ただ、制度としては酒田市の制度を利用していきたいということでございます。あと八幡町の方で舗装の補助などもあったんですけれども、舗装については別の制度で、農業集落の環境整備ということで舗装をやっていましたので、その制度の中に含めるということがありますので、そちらで救いたいということになっております。

それから、草刈りですけれども、草刈りにつきましては酒田市の管理道路の草刈りについては負担金制度と報償金制度により実施し、河川の草刈りについては報償金制度に統一して実施するということにしております。これは今まで草刈りの制度につきましても、ある町とない町があったり、もしくは単価が違っているというふうにまちまちでした。現状については、酒田市は1平方メートル幾らとか、平田町では1時間幾らとかということで、それからないところもあります。あとは委託でやっているというところもあります。これについては全部を市の直営もしくは委託でやるということはなかなか困難ですので、制度は残していこうと。ただ、全部同じ単価でやれるかというふうになりますと、事業費も膨大になりますのでやれないということから、負担金制度と報償金制度にしようと。負担金制度につきましては、道路交通の安全の確保及び維持管理のために市長が指定した区間ということで、これについては1平方メートル幾らで払いましょうと、これは非常に交通安全上重要な場所、安全上必要なところについては一定の大きな負担をしていきましょうと。ただ、河川だとか、そ

れからそんなに交通安全上必要ないのではないかというところについては環境維持ということで、ボランティアが主になるとういことから、平田町で採用している1時間300円ということでやっていきたいということの二本立てにしました。ですから同じ道路であっても交通安全上支障があるところと、そうでないところで差がつくというふうに調整しております。

それから、次に住宅関係事業で住宅資金貸付事業ですけれども、これについては調整の状況については貸付額の上限が200万円と酒田市の制度に統一するとしました。実はこれが何でその前にこういうことで統一できなかったかというのは、遊佐町で上限を300万円にしていたんです。この制度はどこの町にも市にもあったわけですけれども、上限額が違っておったということで、相当予算もかかりますので、なかなかその時点で調整できなかったと。今回、残念ながら遊佐町が外れたということがあって差がなくなったということで、200万円ということについては今ある制度の、大部分の、全部とは申しませんけれども、市町がこの制度ですので、これを踏襲していきたいということで200万円ということで決めさせていただきました。

以上でございます。

委員長(佐藤 弘) 建設部会長よりご説明がありました。特に身近な草刈りだとか、いろいるな問題が出ましたが、皆さんからの質問を受けたいと思います。

最後の住宅関係については200万円ということで、あのとき遊佐町が少し多かったということで、遊佐町の方からいろいろな意見があったわけですけれども、1市3町の場合は200万円ということで統一できたということであります。

草刈りの場合は報償費と補助金の2つ、河川の関係が酒田市の私の地域はいっぱいあるんですよ、河川だけで。平田町もいっぱいある、それから八幡町もある。それから、沢に行くと全部水路があるわけですね。水路というのは河川というのか。あれも全部水が流れていれば河川という意味合いでいいんですか、部会長。

建設部会長(阿蘇弘夫) それはそれでいいんだと思います。

委員(小松原 俊) 酒田市の例で地元管理道路というのは、我々のところは意外と少ないと思うんですね。例えば、町道であっても、その地域しか使わないような町道が結構あるわけです。できればこういうものも該当させてもらうと、本当は一番具合がいい。側溝だとかは、結構ふたがかかっていないところが多いんです。これを全部市になって市道でやれるかというと、一挙にやれないと思うけれども、計画的にどのように挙げているのかはわからないが、こういうものは一番自分達の身近な生活道路であって、市道といっても果たしてどこ

までくるのかなという感じのする道路だから。

建設部会長(阿蘇弘夫) 側溝を整備したり、側溝にふたをかけたりというものについては、 当然公の市道、町道であれば市でやる、町でやるのが基本なわけですけれども、それ以外の 私道だったり市道、町道になっていないところについては補助金もしくは負担金を出すとい うことでやってきたと。ところが、なかなか手が回らないので負担金でやれないかと。そう すると100%でないですから、地元負担が出てくるわけですけれども。

委員(小松原 俊) そこを何でみるかということ。

委員長(佐藤 弘) 町道が新市になると市道になるわけです。その市道の補修なり維持管理は市がやると、それが当たり前。だから予算が少ないからそこはできないということはあるかもしれないけれども。

委員(小松原 俊) 酒田市の私道というのは、かなり違う面がある。浜中のあたりとか。 建設部会長(阿蘇弘夫) 市道認定基準というものをみんな持っている。昭和28年、29年以 降については、前の合併のときはそういう基準がなくて2メートルの道路であっても市道と して認定したものもあります。それ以降については、細かいところは、要するにちゃんとし ていないところは、4.5メートル以下については認定してこなかったんです。それを補助金 もしくは負担金制度で救いましょうということでやってきましたので、そういう道路につい ても町道にしますということで認定していれば、逆に公でやれるわけです。あとは予算があ るかないかと。

委員(齊藤康広) 市道といったって、酒田市の市道、私道と両方あるわけだ。私道を2、3軒で利用していると除雪も入らないと。私道だから3軒いれば3軒で除雪するとか草刈りするとかしているが、それも酒田市で助成してきたわけですか。

建設部会長(阿蘇弘夫) 3軒あって私道で除雪などについては、自主除雪ということで一 定の補助をしてきました。

委員(齊藤康広) 例えば、部落道というのもあるわけです、松山も。それも私道に入ると 思うんだけれども、それも補助金を出したと。

建設部会長(阿蘇弘夫) ですから、その制度は生かしますということですからふえるんです。ただ、予算は多くできませんので。

委員(齊藤康広) そうすると、今までもらっていないところにも申請があれば出せるわけですか。

建設部会長(阿蘇弘夫) そうですね、制度が残るわけですから。ですから制度としては実

は厚くなったと思うんです。ただ、予算はふやせませんから、今までもらってきた分は、例 えば平米15円ぐらい旧市ではあげられましたけれども、予算が確保できないと、全体がふえ ますので13円でというような話に当面はなっていくと思います。

委員(小松原 俊) 合併の目的というのは地域自治組織制度とか、ある程度の予算をもらって自分のところの地域は、例えば私道であろうが市道であろうが、ある程度回ってこないところに関しては、そこの支所の予算の中でやっていく、あるいは自分たちで少し金を出すか力を出すかわからないけれども、そういう助け合いがこれからの合併だと思ってきた、地域自治組織。だからこの制度はものすごくいいんだが、これをいれると。

建設部会長(阿蘇弘夫) 本所で持つと融通がきかないと。実は、こういう制度も含めているいるなものについて通常の維持管理費があるわけですけれども、それについて、予算は本所で持つという方針になっている、出しているんですけれども、一定の枠を決めて、最初からある程度、例えば国土交通省にしても県にしてもそういうことがあるわけです。そういうところには一定のルールが決まっていて、このぐらいという目安があって、そこである程度自主的にやっててもらって、全体で調整しなければだめなところは調整しなければだめだと。ですから全部を与えるというわけにいきませんということで、自主性もある程度確保し、あるいは柔軟性も確保して、それから一定の基準をはみ出さないようなルールもつくってやれるということがいいのではないかという話はしています。

委員(小松原 俊) これは歩んでみて、多分これは酒田市の現状に合わせたもので……。 建設部会長(阿蘇弘夫) 酒田市のやつをなくすると予算的には非常に楽なんですけれども、 それはないでしょうと。

委員(小松原 俊) 3町には今まで私道はなかったから。

建設部会長(阿蘇弘夫) でも、今聞けば多少出てくると思うんです。

委員(齊藤康広) 確認の意味で聞きたいんですけれども、河川といっても河川は大小さまざまあるわけです。私の地域でも地域ボランティア的に河川愛護の関係でやっているんですけれども、何もなく今まで来たところがいっぱいあります。そういうものもこれから新市になった場合に交付するというような条例をこれから設けてやるとすれば、これもやはり交付対象になるということですか。

建設部会長(阿蘇弘夫) 県管理のものと国管理のものと市町村管理のものがありますから、 国・県管理までこの制度で全部救うというふうにはなりませんけれども。

委員(齊藤康広) 河川愛護の関係で1級河川でもやってきたわけです。そういう関係は県

の管理で市で持つなんていうことはできないでしょうけれども、河川だって大小さまざまあるわけだけれども、どの辺までどうなのかちょっと内容がわからない。

建設部会長(阿蘇弘夫) 県管理、国管理については、県から一定の補助が出るものもありますし、基本的にはボランティアだということでやっていて、多少のものは県から出ていますけれども相当少ないです。それを新市の方で予算措置をするということは基本的にないと、多少は面倒見るということはあるかもしれませんけれども。

委員長(佐藤 弘) 新市では予算化するんでしょう。

建設部会長(阿蘇弘夫) 市町村管理のものは予算化します。

委員(齊藤康広) 交付するということだから、交付しなければならない。

委員長(佐藤 弘) 河川だったらみんな入るのではないか。

建設部会長(阿蘇弘夫) それは違います。

委員(齊藤康広) 1級、2級河川は。

建設部会長(阿蘇弘夫) だめです。

委員(小松原 俊) 1級、2級に関しては市町村管理ではないから、国と県だから。

建設部会長(阿蘇弘夫) それはこれに含んでいません。

委員(小松原 俊) これは愛護ということで、その名のもとに、川を愛すと、あんまり大きい川は。

委員長(佐藤 弘) 今、部会長は予算の範囲内でと言われるけれども、予算がなければできませんよと言っているのと同じことなんです。そのために予算を確保するという努力がないとせっかくの統一したものが生きてこないと。要するに早く申し込んだところは良かったし、遅れたところは何もなかったという意味合いがあったら大変な......。

建設部会長(阿蘇弘夫) そういうことはないです。今までもそういうことはやっておりますので、ちゃんと受け付けをして。

委員(齊藤康広) 今までやっていないところはないという、そういう理解で良いのか。 建設部会長(阿蘇弘夫) それは町管理であれば今度は市の管理になるわけですので、それ は同じ制度の中でやっていくと。

委員(小松原 俊) 例えば、道路そのものは町で全部つくってきたわけです。側溝だと、 わずかなものに関して予算がつくわけだけれども、いろいろな事業の関係でつかないところ もあるわけです。そうすると3分の2という中でなく、そういうものに関しては地元受益と いう格好で5分の4ぐらいは市で負担して少しは出してもらうとか、そういう制度があれば、 もっとそういうものが税金を全部使わなくてもできるのではないかという。

建設部会長(阿蘇弘夫) それは今後の検討課題にさせていただいて、補助率を上げたりする話は。

委員(小松原 俊) だから、それは走ってみなければわからないと言ったので。現状に合わせて、余り大きく変化させないようにしてやっているので、走ってみて。

委員長(佐藤 弘) 除雪だとかそういうものについては、酒田市の今までの流れでやるということですから、町にとってはいい方向に行くのだろうと、このように思います。ただし、予算を3町の分も一緒に確保しないと成果が出てこないと。

ほかにありませんか。

さっき河川の話が出ました。河川の管理関係が酒田市で言えば今までそんなにというか、あるんですけれども、合併が進むと河川の延長からいうとかなりのものが出てくるということですね。全部河川は県管理なんですよ。新しい市が管理する部分も多分出てくると思うんです。ところが建設部土木課に河川関係の係がないと。だからこの際、機構の情勢もあるわけですけれども、やっぱり砂防まではいかなくても河川管理係なり、あるいは河川維持だとか、万が一災害があるとみんな河川が絡んできて、災害復旧だとか災害認定だとかということで、かなりの業務量がこれから出てくると思うんです。それに対応して庄内支庁と常に接触しながらということで、この際、私は機構改革の中にぜひ建設部会長から河川の維持管理を担う係、課までは要らないと思いますので、その辺の体制を今回整えておくべきなのかなという思いをいたしています。まだ、そちらの方はいろいろもめていますので時間があると思いますので、この際、部会長から、名前はどうなるかわかりませんが災害対策的なもの、万が一出たときに災害として予算折衝だとか、あるいは国・県に対してのそういうものが、建設部土木課だけでは今度は回り切れないというふうな感じがするので、私、委員長から提案ですけれども、どうですか。

# 〔「はい」と発言する者あり〕

委員長(佐藤 弘) ぜひ、その辺を土木課の中に1つ係を起こしていただいて、予算はどうだかわかりませんけれども、災害だといろいろなものが出てくるわけですけれども、ぜひ 組織機構に追加してもらうということで出していただいて、人も確保するということでぜひ 内部検討をやってみていただきたいと、このように思っております。

よろしくお願いします。

建設部会長(阿蘇弘夫) その話はしておりませんけれども、提案があったわけですので、

ぜひ提案させていただきたいと思います。

委員長(佐藤 弘) 去年も山楯地区だとか、東山、金生沢地区だとか、いろいろな災害があったわけです。職員がそれ以外にさわいで歩くと、土木関係以外に。ですからそういう対応をする所管が私はこの際だから新市の中で設置していただいた方が。そのことはきょうの協議会では私は言いませんので、あとは部会長に任せたということで、理解していただきたい。

今、説明があったことについて何かご意見等ありますか。

#### [発言する者なし]

委員長(佐藤 弘) 建設部関係は一定の方向性が定まって調整がついたということのようであります。

## その他

委員長(佐藤 弘) その他に入りますけれども、その他、委員の皆さんから何かありますか。

上水道部会長は何か、水道関係で報告しておきたいことがあれば。

上水道分科会長(原田昌之) 特にありません。順調に進んでおります。

委員長(佐藤 弘) 農業委員会の関係は日にちを決めたわけですから、それに向けて改選がなされるということになるわけですね。

当局からは。

事務局(後藤重明) ございません。

委員長(佐藤 弘) それでは、以上で第4小委員会を閉じたいと思います。

なお、3時から協議会がありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

閉会 午後 2時35分